

私立保育園入所児童保護者 様

古河市役所 福祉部 子ども福祉課

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る幼児教育・保育施設の一斉登園自粛要請期間中の保育料の日割り計算について（還付の方法）

古河市の幼児教育・保育行政につきましては、日頃より多大なるご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

また、今般の新型コロナウイルス感染拡大防止に際しまして、利用自粛に努めていただいている皆様、幼児教育・保育施設・児童クラブ職員の皆様、医療機関関係の皆様、その他の業種であっても社会機能維持に努めていただいている皆様に対しまして、改めて感謝いたします。

さて、標記の還付の方法につきましては、次のとおりといたしますので周知します。

なお、保育料以外の費用の扱いにつきましては、入園している保育園に直接お問い合わせ願います。

ご理解の程、よろしく願いいたします。

#### 記

#### 保育料の日割り計算方法及び還付手続きについて

新型コロナウイルス感染拡大防止に関わる一斉登園自粛要請（又は休園要請）時の保育料の日割り計算は、以下の方法で行います。

なお、手続きにつきましては、入園している保育園から「市で登園簿を受領」し、古河市が還付額を計算の上、保育料の引落口座へ入金しますので、保護者様に行っていただく手続きはありません。

ただし、以下の点にご注意願います。

#### 【注意点】

1. お支払いをした方へ還付するという考え方としますので、還付がある場合の振込先口座は、当該月分の保育料の引落口座（令和2年4月分の還付先口座＝令和2年4月分の引落口座）となります。速やかな還付を行うべきと考えますので、原則的に還付口座の変更には対応できかねます。世帯状況に変更があった方につきましては、ご注意願います。
2. 還付額は、当該月の登園状況によって計算しますので、誠に恐縮ですが、保育料につきましては、一度満額で引き落としさせていただきます。
3. 何らかの事由で、当該月の保育料が未納となっている方につきましては還付を行えませんので、この通知にある計算方法に基づき、日割り分を除いて算定した保育料の額をお示しいたします。年度内の保育料につきましては翌月の保育料引き落としでのお支払いが可能ですので、翌月の引落日までに保育料引落口座に必要な額をご入金願います。
4. 家庭保育の重要性の観点から、土曜保育等通常は利用していない曜日もあるかと思いますが、今般の新型コロナウイルス対応に際しましては、どのような理由での未登園であったとしても、結果的に過密を避ける等、感染拡大防止にご協力いただいたと考えますので、本件に関してのみ還付額算定の対象日とします。

【計算式】

3号認定子どもの教育・保育給付認定保護者の属する階層に係る施行令第4条に定める額（月額保育料）×その月の臨時休園等の日を除く開所日数÷25（※この「25」は固定値のため、月によって変更はしない。）

古河市の新型コロナウイルスによる登園自粛要請期間（令和2年4月13日～令和2年5月31日）

【令和2年4月】

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

【令和2年5月】

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

① 令和2年4月1日～令和2年4月11日までの期間

上記で日にちが「□」で囲われている日は、古河市では登園自粛要請を行っていないため、登園の有無に関わらず、保育料が発生します。（10日間）…A

② 令和2年4月13日～令和2年4月30日までの期間

実際に登園した日をカウントします。（登園日）……B

③ 令和2年5月1日～令和2年5月31日

実際に登園した日をカウントします。（登園日）

保育料の計算（4月の場合）

ひと月あたりの保育料額 × （A+Bの日数） ÷ 25日 = 保護者が支払う保育料額

（例：4月分）4月13日以降、実際に登園した日が3日だった場合（月額保育料が月22,000円の方の場合）

保育料月額22,000円 × （10日 + 3日） ÷ 25日 = 11,440円（10円未満切捨て）

保育料月額22,000円 - 11,440円 = 10,560円 = 還付される額

【還付等の額の決定について】

市で算定が完了しました後、該当となる世帯に、市から直接郵送で通知いたします。

振込日と振込額につきましては、当該通知をご参照ください。

なお、還付額の算定とお支払いは、各月ごとに行います。

【問合せ先】 〒306-0291 茨城県古河市下大野2248  
古河市役所（総和庁舎）福祉部 子ども福祉課  
TEL：0280-92-3111（内線3327・3328・3329）